

シニアホームみらい鞍月
特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
運営規程

医療法人社団 映寿会

シニアホームみらい鞍月

指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕運営規程

第1条 医療法人社団映寿会が開設するシニアホームみらい鞍月特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 医療法人社団映寿会が設置する事業所において実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定特定施設入居者生活介護においては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 前6項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第46号）」、「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第47号）」その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 シニアホームみらい鞍月
- 二 所在地 金沢市鞍月東1丁目6番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1人以上（常勤換算）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 看護職員 常勤換算 1人以上（常勤 1人以上）

看護職員は利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

四 介護職員 常勤換算 9人以上（常勤 1人以上）

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

なお、看護職員及び介護職員は要介護者（要支援者）の指定特定施設入居者生活介護（指定予防特定施設入居者生活介護）の提供を行うが、要介護者（要支援者）のサービス利用に支障がないときは、要介護者（要支援者）以外の入居者にサービス提供を行う。

五 機能訓練指導員 理学療法士等 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

六 計画作成担当者 介護支援専門員 1人以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、（介護予防）特定施設サービス計画を作成する。

七 事務職員 1人以上

必要な事務を行う。

(入所定員及び居室数)

第6条 指定特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入所定員 36 人

なお、従業者の員数の算定基礎とした利用者の数は、36 人（要支援者 8 人、要介護者 28 人）

二 居室数 個室 30 室、2 人部屋 3 室

(指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容)

第7条 指定特定施設入居者生活介護は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者 3 人（又は要支援者 10 人）に 1 人の介護職員または、看護職員を配置し、夜間は当直をおき、介護を提供する。特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 入浴(週 2 回)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

② 日常生活動作の機能訓練

③ 療養上の世話

④ 健康チェック(毎日)

⑤ 相談、援助

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又、その家族に対して利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

4 指定特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護)の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 1 家 賃 : 60,000 円・40,000 円（1 人部屋）
 : 80,000 円（2 人部屋）
- 2 管理費 : 60,000 円（1 月につき 1 人当たり）
 : 120,000 円（2 人部屋）

（内訳）食事配膳・下膳サービス、郵便物預かり、緊急対応（ナースコール対応）、医療機関との連絡、ご家族との連絡、安否確認、生活相談、健康管理、ゴミだし、電球交換による事務管理にかかる人件費、定期居室メンテナンス、各種家電維持管理（エアコン・冷蔵庫・電子レンジ・テレビ・洗濯乾燥機）、ケーブルテレビ使用料、不在時の居室管理、スプリンクラー及び自動火災報知機、エレベーター管理、機械浴室・共用トイレ・ふとん乾燥室・各居室無線 LAN 環境・各フロア食堂兼デイルーム・地域交流サロン（コミュニティ・カフェレストラン、コミュニティ・フィットネス、コミュニティ・ファーム）、ボランティア支援センター）の維持管理料

- 3 食 費 : 52,500 円（税別）（1 人あたり 30 日 3 食を喫食）
- 4 光熱水費 : 7,500 円（課税）（1 人部屋）
 : 10,000 円（課税）（2 人部屋）

5 生活用品代：実費

- 6 第 1 項から第 5 項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き）

第 9 条 介護居室は、より適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。

- 一 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- 二 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
- 三 その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を必要と判断し入居者の同意を得た場合
- 四 その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 10 条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に多する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(身体拘束)

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

- 第20条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「医療法人社団映寿会」が定めるものとする。

【附 則】

この規程は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

令和 4 年 12 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正